

令和7年度  
東京都環境保健対策専門委員会  
化学物質保健対策分科会  
会議録

令和7年12月22日  
東京都保健医療局

(午後2時00分 開会)

○環境保健事業担当課長 それでは、定刻となりましたので、ただいまより令和7年度東京都環境保健対策専門委員会、化学物質保健対策分科会を開催いたします。

保健医療局健康安全部環境保健事業担当課長の佐藤でございます。議事に入るまでの間、進行を務めさせていただきます。

それでは、議事に先立ちまして注意事項を何点か申し上げます。本日の会議はウェブ会議形式との併用で開催となります。円滑に進められるよう努めてまいります。機器の不具合等により映像が見えない、音声聞こえない等がございましたら、その都度、事務局にお知らせください。

委員の皆様にご3点お願いがございます。

1点目は、ご発言の際には挙手いただくか、ウェブで出席の委員におかれましては挙手ボタンを押していただき、委員長からの指名を受けてからご発言ください。

2点目です。議事録作成のため速記が入っております。ご発言の際は必ずお名前をおっしゃってから、なるべく大きな声ではっきりとご発言いただきますようお願いいたします。

3点目です。会場でご出席の委員におかれましては、机上のマイクをオンにしてくださいご発言いただきますようお願いいたします。ウェブでご参加の委員におかれましては、議事に入りましたら、ご発言の際のみマイクとカメラをオンにしてください、ご発言の際以外はオフとしていただきますようお願いいたします。

それでは、保健医療局健康安全部長の中川よりご挨拶を申し上げます。

○健康安全部長 保健医療局健康安全部長をしております中川と申します。本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。会議に先立ちまして一言ご挨拶を申し上げます。

東京都では、都民の健康を守るため、環境中の様々な化学物質の摂取量につきまして継続して調査を実施しているところです。本日の分科会におきましては、令和6年度に実施いたしました食事由来の化学物質等摂取量推計調査、こちらのほか、ダイオキシン類摂取状況推計調査、また東京湾産魚介類の汚染実態調査、そして流通魚介類の汚染実態調査、こちらにつきましてご報告をさせていただきたいと考えております。いずれの調査も長期間継続して実施しております。健康被害を未然に防止するために、また、都民に対しまして化学物質の摂取状況に関する情報を的確に情報提供させていただくために、継続して行っていく必要があるものと考えております。

本調査の結果につきましては、本日ご審議いただいた後、速やかに公表してまいりたいと、このように考えております。よりの確な情報発信が可能となるよう、様々な観点から先生方にご意見をいただければと思っております。

委員の先生方におかれましては、今後とも、東京都の化学物質保健対策事業へのご支援とご指導を賜りますようお願いを申し上げ、簡単ではございますが、冒頭、私の挨拶

とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○環境保健事業担当課長 続きまして、資料を確認させていただきます。本日の資料です。クリップ留めで1冊となっております。次第が1枚、それからめくっていただきますと委員等名簿が1枚、それからホチキス留めの資料が資料1から資料4まで4種ございます。そのほか参考資料をつけてございます。不足等がございましたら、お気づきの際に事務局までお知らせいただきますようお願いいたします。

続きまして、委員の紹介をさせていただきます。お手元の「令和7年度化学物質保健対策分科会委員等名簿」をご覧ください。こちらの名簿順でご紹介をさせていただきます。

内山委員でございます。

○内山委員 内山です。よろしくお願いいたします。

○環境保健事業担当課長 代田委員でございます。

○代田委員 代田です。よろしくお願いいたします。

○環境保健事業担当課長 高田委員でございます。

○高田委員 高田です。よろしくお願いいたします。

○環境保健事業担当課長 益永委員でございます。

○益永委員 益永です。よろしくお願いいたします。

○環境保健事業担当課長 松本委員でございます。

○松本委員 松本です。よろしくお願いいたします。

○環境保健事業担当課長 平林委員でございます。

○平林委員 平林でございます。よろしくお願いいたします。

○環境保健事業担当課長 松田委員でございます。

○松田委員 松田でございます。よろしくお願いいたします。

○環境保健事業担当課長 山口委員でございます。

○山口委員 山口です。よろしくお願いいたします。

○環境保健事業担当課長 なお、諏訪園委員におかれましてはご欠席の連絡をいただいております。

また、分析担当者及び事務局につきましては、お手元の名簿にて代えさせていただきます。

それでは、本年7月に本分科会の委員の就任手続を改めて行いましたので、今期の委員長をご選出いただきたいと思っております。東京都環境保健対策専門委員会設置法第7の2の分科会の組織に関する規定では、委員長は委員の互選によるとなっております。どなたか推薦はございますでしょうか。

○内山委員 内山ですが、よろしいでしょうか。

○環境保健事業担当課長 お願いいたします。

○内山委員 昨年度に引き続きまして、私としましては益永委員に委員長をお願いしたい

と思います。

○環境保健事業担当課長 ありがとうございます。

ただいま内山委員から益永委員に委員長をとのご推薦がございましたが、皆様、いかがでしょうか。

(承認)

○環境保健事業担当課長 それでは、ご了承ということで、益永委員に委員長をお願いいたします。

益永委員長から就任のご挨拶をいただきたいと思います。

○益永委員長 益永です。ご指名にあずかりましたので、引き続きとなりますけれども委員長を引き受けさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

この委員会で主に扱っている内容としましては、都民の食事等からの化学物質等の摂取状況の調査、そして東京湾産あるいは流通の魚介類の汚染調査がございます。いずれも長年にわたって行われておりまして、非常に貴重なものだという具合に認識しております。他方、その時々によって注目を浴びた汚染物質等もございまして、この委員会で議論され、内分泌かく乱化学物質だとか放射性物質だとか、あるいは最近では有機フッ素化合物とか、そういったものについて追加を検討してまいりました。今期においても皆様からたくさんのご意見等を頂戴しながら、継続調査の確認、あるいは新たなリスクへの対応について議論を重ねていきたいという具合に思っております。そして、東京都のよりよい化学物質の行政の展開、それから都民が受けるリスクの低減と安心、そういったことについてつなげていければいいと思っております。委員の皆様、それから事務局の皆様、ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

○環境保健事業担当課長 ありがとうございます。

続きまして、副委員長につきましてです。同じく設置要綱の第7の4によりまして、委員長の指名により選任することとなっておりますので、益永委員長にご指名をお願いいたします。

○益永委員長 副委員長は引き続き内山委員にお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

○環境保健事業担当課長 ただいま益永委員長から内山委員に副委員長のご指名がございました。内山副委員長からご就任の挨拶をいただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○内山委員 それでは、ご指名でございますので、今年度も引き続き副委員長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。最近はずっとウェブからの参加になってしまっておりますが、申し訳ございませんがよろしくお願いいたします。

○環境保健事業担当課長 ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ります。議事の進行につきましては益永委員長にお願いしたいと思います。益永委員長、どうぞよろしくお願いいたします。

○益永委員長 それでは、本日の議事を進行させていただきます。

議事に入る前に、本分科会の公開に関する取扱いについて委員の皆様を確認いたします。

1、会議は原則公開とする。

2、また、議事録を作成することとし、これも原則公開とする。

以上2点、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○益永委員長 異議ないと認めます。

では、議事の1、令和6年度食事由来の化学物質等摂取量推計調査について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料1、令和6年度食事由来の化学物質摂取量推計調査について説明をさせていただきます。資料1、1ページ目をご覧ください。

1番の調査目的について説明をいたします。

化学物質が人の体内に取り込まれる経路の一つとして、食事が挙げられております。化学物質の人に対する健康影響は、個別の食品の含有量だけではなく、一日に摂取する総量として評価することも必要でございます。そこで、食事に由来する都民の健康リスクを予測するため、マーケットバスケット方式による都民の食事を介した化学物質の摂取量調査を実施いたしました。

続きまして、その下、2番、調査方法について説明をいたします。

まず、(1)でございますが、食事試料はマーケットバスケット方式により調整しております。購入時期は個々で異なりますが、東京都内の販売店、スーパーなどで95種類301品目を購入しております。食品の分類は国民健康・栄養調査に従っております。購入した食品を、東京都民の健康栄養状況における食品群別摂取量に基づき13の食品群に分類し、通常の食事形態に従って調理し、混合、均質化したものを分析試料としております。

本調査の食品群別分類と摂取量のデータの基とした「令和元年東京都民の健康・栄養状況」は6ページの表1に示しております。こちらの東京都民の健康・栄養状況は国民健康・栄養調査のデータを基としておりますが、国民健康・栄養調査の取りまとめが新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年及び令和3年において実施されておらず、また、令和4年につきましては今年の3月に報告書が出たばかりということになりますので、表1でお示した令和元年のものが検査当時の最新のデータとなっております。

また、飲料水につきましては、都内1か所から水道水を採取し試料としております。採水場所は例年と同様でございます。

以上、食品と飲料水を合わせて14食品群としております。

続きまして、最初の1ページにお戻りいただければと思います。2の(2)分析対象項目について説明をいたします。

令和 6 年度の分析対象物質は、ダイオキシン、PCB、重金属及び放射性物質になります。重金属につきましては、総水銀、メチル水銀、カドミウム、鉛を対象としております。

なお、ダイオキシン類につきましては、近年、低濃度で横ばいの傾向との委員のご意見を受けまして、平成 20 年から残留農薬と隔年で実施しているところでございます。

分析対象物質のダイオキシン類につきましては、前回と同様、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン、コプラナーPCBs としております。詳細につきましては、7 ページの表 2 をご覧いただければと思います。

各分析対象物質の検出下限値、定量下限値につきましては、8 ページの表 3-2、こちらにおいてお示しをしております。

なお、放射性物質の検出限界値につきましては、試量により異なるため検査結果中に記載をしております。

分析につきましては、東京都健康安全研究センターで行っております。各分析法及び一日摂取量の推計方法につきましては前回と変更点はございませんので、詳細の説明については割愛させていただきます。

それでは、分析対象物質ごとに調査結果の報告をさせていただきます。図表中の合計値につきましては、表示されていない小数点部分が影響し一致しないことがございますので、ご承知おきいただければと思います。

では、初めに、ダイオキシン類の結果についてお示しいたします。9 ページの表 4-1 をご覧ください。

ダイオキシン類につきましては、全ての食品群から検出がされております。体重 1kg 当たりの一日摂取量は  $0.28\text{pg-TEQ/kg}\cdot\text{bw/day}$  となっております。

なお、これ以降の口頭説明の際、体重 1 kg 当たりの一日摂取量の単位は適宜省略をさせていただきます。

摂取量に対する各食品分の寄与率につきましては、魚介類が 95%、乳類が 2.5%、肉類・卵類が 1.5%、これらの食品群で 99%を占めております。

続きまして、次のページ、10 ページの図 1 をご覧ください。

こちらは摂取量の推移を示したグラフとなっております。こちらをご覧くださいますと、一日摂取量は平成 26 年度からおおむね一定の傾向となっております。

また、27 ページをご覧ください。

こちらの表 11 にお示ししておりますが、不検出を検出下限値の 2 分の 1 の値として算出した場合、一日摂取量につきましては全ての検査項目の結果を合わせて  $0.94\text{pg}$  となっております。これらから、不検出をゼロとした場合及び検出下限値の 2 分の 1 とした場合のいずれの値を用いても、ダイオキシン類対策特別措置法における耐容一日摂取量でございます  $4\text{pg}$  を下回っており、不検出をゼロとした場合の値は耐容一日摂取量の 7%となっております。

続きまして、またお戻りいただきまして 12 ページをご覧ください。

こちらは PCB の結果になります。PCB につきましては油脂類及び魚介類の 2 食品群から検出され、体重 1 kg 当たり一日摂取量は  $0.011 \mu\text{g}$  でございました。

また、先ほどのページに戻りまして、27 ページをご覧くださいいただければと思います。

先ほど、ダイオキシン類でも説明させていただいた表になりますが、不検出を検出下限値の 2 分の 1 の値として算出した際一日摂取量、こちら PCB は  $0.040 \mu\text{g}$  となっております。これらから、不検出をゼロとした場合も、検出下限値の 2 分の 1 の値を取った場合も、どちらの値を用いても、厚生省の通知でございます暫定一日摂取許容量  $5 \mu\text{g}$  を下回りました。

続きまして、お戻りいただきまして 13 ページの図 2 をご覧ください。

こちらは、PCB の過去の調査結果の推移を示したグラフとなっております。多少の増減はございますが、平成 26 年度よりおおむね横ばいの傾向が見られております。また、毎年ほぼ魚介類から摂取している結果となっております。

続きまして、15 ページの表 6-1 をご覧ください。

こちらは水銀の結果となります。総水銀、メチル水銀、共に魚介類から検出されておりました、体重 1 kg 当たりの摂取量は、総水銀は  $0.12 \mu\text{g}$ 、メチル水銀は  $0.11 \mu\text{g}$  となりました。

また、27 ページをご覧くださいいただければと思います。

こちらは先ほどから説明をさせていただいている表でございますけれども、不検出を検出下限値の 2 分の 1 の値として算出した場合の体重 1 kg 当たり一日摂取量はどちらも  $0.14 \mu\text{g}$  となっております。総水銀の大半はメチル水銀であり、メチル水銀の耐容週間摂取量が食品安全委員会の通知に示されておりますため、メチル水銀について説明をさせていただきます。

17 ページの図 4 をご覧くださいいただければと思います。

多少の増減はございますが、調査開始時より摂取量はおおむね変わらない傾向が見られます。これらから、不検出をゼロとした場合、検出下限値の 2 分の 1 の値を取った場合、いずれの値を用いまして食品安全委員会が示す耐容週間摂取量を一日当たりに換算した数値である  $0.29 \mu\text{g}/\text{kg} \cdot \text{bw}/\text{day}$  を下回っております。

続きまして、20 ページをご覧ください。

こちらはカドミウムの結果になります。カドミウムにつきましては 9 食品群から検出されております。一日摂取量としましては、体重 1 kg 当たり  $0.29 \mu\text{g}$  でございました。摂取量に対する各食品群の寄与率につきましては、米・米加工品が 45%、その他の野菜・きのこ・藻類が 17%、その他穀類・種実類・いも類が 15%であり、これらで 77% を占めております。この三つは、例年、寄与率が高い食品群でございます。

27 ページをご覧ください。

検出下限値の 2 分の 1 の値を用いた場合の体重 1 kg 当たり一日摂取量は  $0.31 \mu\text{g}$  で

ございました。

続いて、21 ページの図 5-2 をご覧ください。

多少の増減はございますが、調査開始時より摂取量はおおむね変わらない傾向が見られます。これらから、不検出をゼロとした場合、検出下限値の 2 分の 1 の値を取った場合、どちらの値を用いても食品安全委員会が示す耐容週間摂取量を一日当たりに換算した数値でございます  $1 \mu\text{g}/\text{kg} \cdot \text{bw}/\text{day}$  を下回る結果となっております。

続きまして、23 ページをご覧ください。

こちらは鉛の結果になります。鉛につきましては 9 食品分から検出され、体重 1 kg 当たりの摂取量は  $0.098 \mu\text{g}$  でございました。摂取量に対する各食品群の寄与率につきましては、嗜好飲料が 38%、その他の野菜・きのこ・藻類が 23% であり、これらの食品群で摂取量の 61% を占めております。

27 ページをご覧ください。

検出下限値の 2 分の 1 の値を用いた場合の体重 1kg 当たりの一日摂取量は  $0.11 \mu\text{g}$  となっております。

少しお戻りいただきまして、24 ページの図 6-2 をご覧ください。

多少の増減はございますが、平成 28 年度より摂取量はおおむね変わらない傾向が見られております。

なお、鉛につきましては、もともと暫定耐容週間摂取量が示されておりましたが、2010 年に取り下げられているため、本データでの評価は行っておりません。

続きまして、28 ページをご覧ください。

こちらは放射性物質の結果になります。放射性ヨウ素 131 につきましては、検査開始時から不検出でございます。また、放射性セシウムにつきましては、セシウム 134 は平成 28 年度から全ての食品群で不検出、セシウム 137 につきましては、一日摂取量が  $0.057\text{Bq}$ 、年間放射線量は  $0.00027\text{mSv}$  でございました。セシウム 137 につきましては 6 食品群から検出されております。

続きまして、30 ページの図 7-2 をご覧ください。

東日本大震災後から放射性物質の検査を実施しておりますが、今年度の結果は平成 24 年度調査開始時の 5 分の 1 程度となり、下降していることが確認できております。

また、食品中の放射性セシウムから受ける年間放射線量は、現行の食品における基準値の設定根拠でございます  $1\text{mSv}/\text{year}$  の 0.027% でございました。

分析項目ごとの結果考察は以上でございます。

5 ページにお戻りいただければと思います。5 ページの 4 番、まとめについて説明をさせていただきます。

今回、調査を行いました化学物質等につきまして、都民が平均的な食事を介して摂取する量は健康影響が懸念されるレベルにはないことが明らかとなりました。特定の食品に偏らないバランスのよい食生活を心がけることで、化学物質による健康影響リスクを

低減することができると考えられます。健康被害を未然に防止する観点から今後も本調査を継続し、食事からの化学物質摂取状況の把握に努めていきたいと考えております。

報告は以上でございます。

○益永委員長 ありがとうございます。

ただいまのご説明について、委員の皆様からご意見を伺いたいと思います。挙手をさせていただきますか。

山口委員、お願いいたします。

○山口委員 山口です。放射性物質に対してコメントをしたいと思います。

東京都の場合には大変質のよい測定をされていて、検出がされていて、事故の影響がまだ見えているというか、平成 28 年度以降あまり変わっていない感じですよ。リスクが小さいことが確認できてよかったと思います。

ここで健康影響が懸念されるレベルにないところがあるのですが、健康影響が懸念されるとかされないという基準は何を使っているのですか、食品安全委員会のリスク評価ですかね。

○事務局 ありがとうございます。

食品における基準値の設定根拠から持ってきているところがございます。

○山口委員 それの元になる国際機関の文書では現存被ばく状況での食品摂取に由来した参考レベルが 1mSv になっていますが、日本はこの線量が高いので、今後の課題になるのかなと思いました。これがまず 1 点です。

2 点目は、同じく自然放射性物質、いわゆる NORM に関しまして、放射線審議会が今年度文書を出していますので、これも今後の課題になると思います。

3 点目、このデータの中では、飲料水からは検出していませんということですがけれども、東京都の場合、別の調査でさらに質のよい検査をしていて、この検出限界からよりも一桁低い、もっと低いレベルの、計測するために大変な苦勞をされていますが、そのデータでは検出されてはいるので、リスク評価上無視してよいとは思いますが、せっかくデータがあるのでそういった情報の利用も明示してはどうかと思いました。

以上です。

○事務局 ありがとうございます。今後の検討とさせていただきます。

○益永委員長 よろしいですか。

では、ほかの委員から何かございますでしょうか。

山口委員、お願いいたします。

○山口委員 カドミウムのところで耐容週間摂取量を 7 で除した値と比べられていますけれども、これは集団の平均値を比べるのですか。放射線への曝露では何らかの対策に関して集団の評価をする際に算術平均ではなく集団内での曝露が多めの方が想定される代表的個人を指標とするという考え方を使っています。比べるときに算術平均だけで言っているのかなと思った疑問です。

○松田委員 よろしいですか。

○益永委員長 松田委員、お願いします。

○松田委員 松田でございます。

今話題になっています TDI と何を比べるのかというご議論かと思えます。TDI というのは、その濃度のものを一生、毎日続けたときの耐容の量なんですけども、それに対して何を比較するかということです。マーケットバスケット調査においては平均値しか出ておりませんので、例えば個別の食品をたくさん分析するとか陰膳調査をしたという場合は分布が出てまいりますので、その場合はその分布の何%、その TDI の何%になっているかということの評価できますけれども、トータル指標の場合は平均値ということで、平均を下回っているということしか言えないと思えます。

以上です。

○益永委員長 よろしいですか。

今のご説明で、この調査に関しては平均的な値が出てくるということで、人によっては偏食といいますか、何かが好きでたくさん食べるとかいうことをした人は考慮されていないということになってしまいますね。でも、カドミでは、TDI の 30%に収まっていますので、そういった方でも何とか基準の中に収まっているとの推測はできるだろうと思えます。

じゃあ、ほかにございますか。高田委員、お願いします。

○高田委員 高田です。

27 ページの定量下限値 2 分の 1 を設定した場合、ダイオキシン類の一日摂取量が 0.94 になっていて、2 分の 1 にしないでゼロと仮定した場合は 0.28 ということでかなり開きがあり、0.94 というのは究極的な目標値の 1 に結構近いところなので、このゼロとするのと 2 分の 1 とするものの、もうちょっと分析的にあり得る評価、算出法というのはやられていないのかなというのを伺いたいです。ピークがたくさんあるので、全部をゼロにするか 2 分の 1 にするかで結構違いが出てくると思うので、ピークが出ていけど定量限界以下として切っているものについては出ているピークで測ってみる、計算してみる等のそういう試算というのはやられていないのでしょうか。

○事務局 ご質問、ありがとうございます。

現時点ではそういったような形での計算はしてはいないというところでございます。ただ、こういったところを含めて、この表 11 につきましてはリスクコミュニケーションの観点から行っているというところもございますので、そういった形で計算すべきかどうかを含めてというところも併せて今後検討していきたいと考えております。

○高田委員 どうもありがとうございます。

○益永委員長 よろしいでしょうか。

ほかにございますでしょうか。

松本委員、お願いいたします。

○松本委員 東京海洋大学の松本です。

鉛の一日摂取量についてなんですけれども、嗜好飲料で寄与率が相当高い結果が出ていますけれども、これは何か考察がありますでしょうか。件数レベルとしては問題ないと思うんですけれども、参考までに教えていただけましたら。嗜好飲料というのがちょっとよく分からなかったもので、どういったものを購入されて分析されているのかというところも教えていただければと思います。

○事務局 ありがとうございます。

まず嗜好飲料なんですけれども、こちらはお茶だとか、あとはココア類など、あとはお酒関係、そういったものがこちらの嗜好飲料に含まれるというところでございます。なぜこの嗜好飲料自体の寄与率が高いかというところまで明確にはちょっと分かってはいないというところではございますけれども、ただ、嗜好飲料につきましては摂取量がほかの食品群と比べても多いというところがございまして、そういったところも一日摂取量が多くなる一因ではないのかなとは考えております。

○益永委員長 それでよろしいですか。

○松本委員 はい。

○益永委員長 嗜好飲料が高く出るケースが近年よくありますので、さらに突っ込んだ調査をやっていただければいいと思います。ご検討いただければと思います。

○松田委員 先生、よろしいですか。

○益永委員長 はい、どうぞ。

○松田委員 松田でございます。

6 ページの表 1 を見ていただくと分かるんですけれども、嗜好飲料はIX群なんですけれども、例えば茶が 264g とかコーヒーが 124 とか、その他によってほかの分を比べていくと二桁のものが多いですけれども、この嗜好飲料の分だけ非常に量が大きくなります。これは液体の状態ですべて測っているのだからこうなるんですけれども、そうすると非常に低い濃度で同じぐらいの検出限界ぎりぎりであっても嗜好飲料の部分は非常に摂取量としては大きくなってしまいうんですね。ということがありまして、このようにいろいろなもので嗜好飲料のところが大きくなるので、ゼロであればなくなっちゃうんですけれども、ちょっとでも出ると非常に大きく計算されるというのがこのマーケットバスケット方式のちょっとした特性ではないかと思えます。

以上です。ありがとうございます。

○益永委員長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

ないようでしたら次の議事に進みたいと思います。

続きまして、議事 2、令和 6 年度一般的な生活環境からのダイオキシン類摂取状況の推計結果について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、続きまして資料 2、令和 6 年度一般的な生活環境からのダイオキシ

ン類摂取状況の推計結果を説明させていただきます。

東京都では、平成 10 年度から、一般的な生活をしている都民が食事や大気などの生活環境からどの程度のダイオキシン類を取り込んでいるのかを推計するため本事業を行っております。今回の分科会では、令和 6 年度の結果についてご報告をさせていただきます。

なお、今回の資料から、体に取り込まれる量のことを「摂取量」として統一した表記と整理しております。

こちら 1 ページをご覧ください。まず、2 番の調査方法について説明をいたします。

ダイオキシン類の摂取経路は、主に食物、水、大気及び土壌によるものと考えられます。摂取量の推計には、東京都保健医療局、水道局、環境局及び八王子市が実施したダイオキシン類の濃度調査結果のデータを用いております。

また、推計方法は、平成 9 年及び平成 11 年に旧環境庁が開催した検討会の報告書による方法を用いております。

続きまして、各経路からの摂取量について説明いたします。4 ページの表 1 をご覧ください。

まず、食事からの摂取量につきまして説明をいたします。先ほど資料 1 でご報告いたしました、令和 6 年度のトータルダイエットスタディの結果を用いて算出しております。1 日の総摂取量は  $14\text{pg-TEQ/day}$ 、体重  $1\text{kg}$  当たりの摂取量は  $0.28\text{pg-TEQ/kg}\cdot\text{bw/day}$  となっております。以下、体重  $1\text{kg}$  当たりの摂取量などの単位につきましては適宜省略をさせていただきます。

続きまして、5 ページの表 2 をご覧ください。

こちらは水からの摂取量になります。各浄水場のダイオキシン類分析結果と一日の平均配水量をお示ししております。これらから、加重平均を算出し計算した結果、水からのダイオキシン類の体重  $1\text{kg}$  当たりの摂取量は  $0.000047\text{pg}$  となりました。

続きまして、6 ページの表 3 をご覧ください。

こちらは大気からの摂取量になります。大気の大ダイオキシン類の調査地点と測定結果をお示ししております。平均濃度は  $0.0084\text{pg-TEQ/m}^3$  となっており、体重  $1\text{kg}$  当たりの摂取量は  $0.0025\text{pg}$  でございました。

続きまして、7 ページの表 4 をご覧ください。

こちらは土壌からの摂取量になります。土壌につきましては、毎年、調査地点を変えて調査を行っております。平均濃度は  $2.0\text{pg}$  となっております。

続きまして、次のページ、8 ページの表 5 をご覧ください。

調査結果を用いて土壌からの摂取量を推定したものになっております。土壌からの摂取量は例年同様の計算方法で算出をしております。計算式は表の下にお示ししたとおりでございます。結果になりますが、土壌からの体重  $1\text{kg}$  当たりの総摂取量は、計算上  $0.0012\text{pg}$  となっております。

続きまして、次のページ、9 ページ、表 6 をご覧ください。

ここまで説明をさせていただきました 4 経路の結果をまとめております。都民のダイオキシン類の摂取量は  $0.28\text{pg-TEQ/kg}\cdot\text{bw/day}$  となり、そのうち 99% が食事に由来しておりました。

続いて、11 ページの図 2 をご覧ください。

こちらは、ダイオキシン類の摂取量の経年変化について示したグラフになります。調査を開始した平成 11 年度以降、摂取量は減少傾向にあります。平成 22 年度、さらに平成 26 年度以降は、ほぼ横ばいの緩やかな減少となっております。

資料 2 の説明は以上となります。

○益永委員長 ありがとうございます。

ただいまのご説明についてご意見等をお願いいたします。

代田委員、お願いいたします。

○代田委員 代田です。

長期間にわたる分析結果はすごく貴重だと思うんですが、ここでタイトルにされている「一般的な生活環境」というのがございますが、何か東京都でこの「一般的な生活環境」というのはこういったところを選びましょうという決まりがあるのかどうか教えていただきたいんですが。実際にサンプリングをしているそれぞれの場所を見ると、やっぱり奥多摩のほうが入っていたり、あるいは 23 区内だったりということなので、何か決まりがあるようでしたら教えてください。

○事務局 ご質問、ありがとうございます。

こちらにつきましては特に明確な基準というところはありませんので、土壌などにつきましても毎年、観測地点を変えたりとか、あと、水に関しましても浄水場に関して排水量によって平均を取ったりというような形で、当然住んでいる場所によっては違いは出てくるんですけども、平均的な形でということでしたら結果をということでお示しをしているところでございます。

○代田委員 よろしいでしょうか。

○益永委員長 どうぞ。

○代田委員 そうしますと、奥多摩のような地域も下町のような地域も押しなべて平均してという形になるので、何となく一般的と言われるとちょっと抵抗があるかなと思うので、その辺のところの区分けとか細かい検討なども加えていただけるといいのかなと思いました。

以上です。

○環境保健事業担当課長 ご意見、ありがとうございます。

ちょっとだけ補足させていただきますと、お水については、先ほど申し上げたとおり、測定できるポイントからその配水量に応じて平均的な量を算出しているということです。それから、大気については、東京都環境局が都内の一般的な空気環境を測るために設置

した測定局というところのデータを継続的に同じものを使って変化を見てきているということで、平均的な値として我々が採用しているということになります。それから、土壌については、毎年、場所が変わるんですけども、こちらも東京都環境局で汚染の度合いによって選んでいるというわけではなくて、都内全域の状況を把握するためにランダムに選んだ調査ポイントのデータを使っているということで、これは年度によってやっぱり変動があるんですけども、平均的なものとしてそのデータしかないの使っているということでございます。

○内山委員 内山ですけども、ちょっと補足させていただいてよろしいでしょうか。

○益永委員長 お願いします。

○内山委員 以前は、ダイオキシンは汚染源・発生源というものがあつたものですから、その周辺の住民と、それからそうでない一般的な環境でのということから始まったものだと私は意識しているんです。ですから、特にダイオキシンの一番の大気への排出が廃棄物処理場からの漏出、それからごみの焼却場の煙突から出てくるようなものが多かったの、奥多摩できれいだったかというところでもなかったわけで、郊外でもそういう廃棄物処理場ですとかごみの焼却場がある周辺は非常に高濃度の時代があつたのです。それに比べて従来の大気汚染物質ですと国が定めている一般局ですとか道路沿道とか、またそこで少し違った部分もあつたと思います。ダイオキシンの場合は、汚染源の近くではない一般的なところという感覚であつたと思います。今は、ですからおっしゃるように、一般というのは23区内の都心と郊外ではどう違うんでしょうねということになると思うんですけども、私たちが最初この調査を始めたときはその汚染源周辺とそれ以外のところという意味で一般的なという意味で使っていた面も多かったと私は思っております。

以上です。

○益永委員長 よろしいですか。補足をいただきましたけど、それに関して何かあれば。

山口委員、お願いいたします。

○山口委員 今の課題のところですけども、望ましいのは方法のところでも明示していただいて、かつ、算術平均だと大きい値があるとかかなり引っ張られてしまうので、ここではデータがあるので全体の分布が確認できてそれでいいと思うんですが、経過を見る際には中央値を見るとかというのもあり得るのかなと思ひました。コメントです。

○益永委員長 どうぞ。

○事務局 すみません。ありがとうございました。今後の参考にさせていただければと思ひます。

○益永委員長 これについては食事と違って一つの値だけではないので、高いところ、低いところでのどのくらい違うかみたいなことは計算しようとしたらできるということにはなると思うんですけど、試算とかをやってみていただくのもいいかなと思ひます。

ほかにございますでしょうか。よろしいですかね。

では、次の課題に行きたいと思います。議事の 3 に進みます。令和 6 年度東京湾産魚介類の化学物質汚染実態調査について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 よろしくお願ひいたします。

東京湾では現在も漁業が営まれておりまして、取れた魚介類は江戸前として付加価値がついて流通しているほか、釣りや潮干狩りなどのレジャーを通じて都民の口に入ることも少なくありません。

一方、東京湾は閉鎖系の海域ということがございまして、河川などから流入した湾内の化学物質が外洋へ拡散せずに、長い期間、滞留しやすい環境にあると思ひます。

そこで、保健医療局では、東京湾で漁獲される魚介類について、食の安全の確保の一環としてダイオキシン類、内分泌かく乱物質が疑われる化学物質の含有量の調査を行っております。今回は、令和 6 年度の調査結果について説明をさせていただきます。

1 ページの 1、調査方法をまずご覧ください。

(1) 調査生物について、魚類は例年、ボラ、スズキ、マアナゴ、マコガレイ、この 4 魚種を各 8 検体採取することになっておりますが、令和 3 年度から 5 年度までマコガレイが採取できず、令和 6 年度調査においてもマコガレイについては 1 検体の採取にとどまっております。

また、貝類については、アサリとホンビノスガイを対象としておりますが、令和元年度から引き続き、昨年度もアサリが採取できずに全てホンビノスガイとなっております。結果として魚類と貝類合わせて計 31 検体の調査を行っております。

なお、近年、マコガレイの採取が困難になっている状況を踏まえまして、昨年度の分科会で対象魚種の変更をご提案させていただき、現在実施している令和 7 年度調査においては対象魚種をマコガレイからマゴチに変更を行って現在調査を行っている状況になります。

資料に戻りまして、(2) の採取地点ですが、資料の最後、13 ページ目に地図を掲載しておりますので、そちらをご覧ください。この 13 ページ目の実線で囲んでいるエリアが今回の採取地点となっております。魚類については、図で漁場 1 としております城南島北部、漁場 2 としております羽田空港北側、隅田川河口の 3 か所を採取海域としておりますが、昨年度調査においてはマアナゴが隅田川河口で採取できなかったため、漁場 1 である城南島北部で採取できなかった分を補っております。また、貝類も、三枚洲と羽田沖の 2 か所を採取海域としておりますが、羽田沖では採取できず、全て三枚洲での採取となっております。

資料 1 ページ目に戻っていただければと思ひます。検体の採取方法、検体の処理方法については (3)、(4) のとおりとなります。

続いて、2 ページ以降の (5) から (7) に分析関係について記載をしておりますが、分析項目については 2 ページの表 1 にダイオキシン類、3 ページの表 2 に内分泌かく乱

作用が疑われる化学物質を示しております。こちらの項目については例年と変更はございません。

2 ページの(6)分析法については、検査法と精度管理の方法について記載をしております。検査方法は昨年度から変更はございません。また、各物質の添加回収の結果については、いずれも許容範囲にある、あるいは良好な結果を得たと報告をされております。

それでは、調査結果について説明いたします。詳細な結果の一覧表については9ページから12ページに記載はしておりますが、本日、時間の都合もございますので、4ページから5ページに掲載しております2の調査結果から説明をさせていただければと思います。

まずダイオキシン類についてですが、毒性等価係数はWHO2006年版を用いております。また、ダイオキシン類のうち定量下限値未満だった物質については定量下限値の2分の1量が含まれると仮定を行いまして、毒性等量を算出しております。以降、この値に基づいて図で経年変化等をお示しさせていただいております。

4ページの図1をご覧ください。

この図1では、平成14年度以降のダイオキシン濃度について、各魚介類の平均値の推移をグラフにしております。令和6年度の結果をその前年度と比較しますと、若干ボラの値は上昇しておりますが、それ以外の魚類、貝類については令和5年度から減少しております。値については多少年度によって上下はしておりますが、過去の推移から見ると、昨年度調査においても例年並みの範囲で収まっていると言えると思います。

次に、図2をご覧ください。

こちら、平成14年度以降のダイオキシン類濃度について、貝類を除く魚類の平均値の推移をグラフにしております。令和6年度の結果をその前年度と比較しますと、微増はしておりますが、同じく例年並みの範囲には収まっております。

続きまして、各物質の検出値の評価に移りたいと思います。5ページの3、まとめをご覧ください。

(1)ダイオキシン類のまとめとなります。アといたしまして、魚類のダイオキシン濃度の平均は漁場全体で1g当たり1.96pgとなりました。

また、イについては貝類のダイオキシン濃度をまとめておりますが、平均値は1g当たり0.19pgとなっております。

最後に、これら検出値に基づくダイオキシンの摂取量についてウに取りまとめております。ダイオキシン類については、食事及びそれ以外の環境中からの総摂取量に関する耐容1日摂取量TDIが定められておりますが、このTDIと比較できるように、今回調査した東京湾の魚類が含まれる食事を仮定いたしまして、食事からの摂取量の試算を行いました。この試算に当たりましては、大人の体重を50kgとした場合の体重1kg当りの一日摂取量を求めております。

具体的な試算方法については、6 ページに記載しております。本日は詳細な説明は省略しますが、基本的な考え方といたしましては、都民の平均的な食事に占める内湾産魚類を今回調査対象とした東京湾産魚類で、かつ全て生で取り入れる仮定で試算を行っております。

試算した一日当たりの食事全体からの摂取量が 5 ページの表 3 になります。昨年度のトータルダイエット調査で都民の平均的な食事全体からの体重 1kg 当たりのダイオキシン摂取量は 0.28pg、そのうち魚介類からの摂取が 0.27pg、それ以外からが 0.01pg という推計結果となっております。この魚介類からの摂取について、試算によって内海内湾産由来のものとそれ以外のものに分けまして、内海内湾からの摂取について今回の調査結果の濃度で置き換えるといったような作業を行っております。この仮定で計算を行いますと、食事全体からの摂取量、これが表 3 の右の列になりますが 0.50pg という試算となっております。

最後に、6 ページの図 3 をご覧ください。

この試算に基づく食事全体からの摂取量の試算値の経年の推移を折れ線グラフで示しております。ダイオキシン類摂取量は例年どおりの推移となっております。

次に、内分泌かく乱物質が疑われる化学物質についてご説明をさせていただきます。7 ページの (2) をご覧ください。

まず、アに示しております PCB ですが、こちらは全ての検体から検出されております。最も高い検出値を示したのが、隅田川河口で採取されたボラの 0.236ppm となっております。PCB については、昭和 47 年に当時の厚生省が暫定的規制値を示しております。内湾産魚介類については 3ppm とされております。今回の検出値は全てこの規制値を下回っております。十分に低いと評価できると考えております。

次に、イに示しております DDT とその代謝物は全ての魚類から検出されております。最も高い検出値を示したのは、漁場 2 で採集したボラの 0.019ppm でした。DDT 及びその代謝物については、食品衛生法で魚介類に対する残留基準値が DDT 及び代謝物の総和として 3ppm と定められております。今回の検出値については、全てこの基準値を下回りまして十分に低い値であると評価できると考えております。

なお、貝類からは検出はされませんでした。

続きまして、ウに示しております有機スズ化合物の TBT と TPT について、最も高い検出値を示したのが、TBT が隅田川河口で採取したスズキの 0.005ppm、TPT については漁場 2 で採取したスズキの 0.005ppm でした。こちらの検出値を国際機関である FAO/WHO 合同残留農薬専門会議の一日摂取許容量と比較いたしますと、体重 50kg の成人の場合、TBT 濃度が最高値であったスズキ、TPT 濃度が最高値であったスズキともに、毎日、約 5kg 以上を一生食べないと一日摂取許容量を超えない計算となっております。以上のことから、いずれも食品として問題のある値ではなかったと考えております。

最後に、エですが、アルキルフェノール類、ベンゾフェノン等の物質については全て

の検体から検出されませんでした。

以上を総合いたしまして、東京湾産魚介類について今回調査を行った化学物質に関しては、食品としての安全性に特段問題はなかったと考えております。

資料3については以上です。

○益永委員長 ご説明、ありがとうございました。

ただいまの説明について、委員の皆様からご意見を伺いたいと思います。どなたかございますでしょうか。

山口委員、お願いいたします。

○山口委員 山口です。

図の2でこちらの母集団の母数推定をしようということによいと思うのですが、多分布がガウス分布に従っていないと思われるので、推定する場合に変数変換とかしたほうがスマートかなと思いました。

○益永委員長 事務局から何かありますか。

何かご提案がございますか、どうしたらいいかと。

○山口委員 データの性質を踏まえたモデル選択が望ましいが簡単には対数化するなどいかがでしょうか。今後、よりばらつきが大きいとSDを考えるとある範囲の推定値がマイナスになりかねず、明らかに不合理なので検討してはどうかと思いました。

○事務局 ありがとうございます。その辺りの示し方については、改めて検討を今後させていただければと思います。

○益永委員長 今、山口委員の指摘された図について質問があるのですが、ここで示されたばらつきは魚種ごとに平均したものばらつきを示しているのか、それともサンプルを全部まとめてばらつきを示しているのか、どちらで計算しているのでしょうか。

○事務局 ありがとうございます。

こちらの変動については、全サンプルでばらつきの計算をいたしまして図として示しています。

○益永委員長 分かりました。

高田委員、お願いいたします。

○高田委員 ありがとうございます。高田です。

6 ページ目の試算、東京湾産の魚を食べた場合どれくらいダイオキシン摂取量に寄与するかというところなんです、今は内海・内湾産のものに限り、かつ、それから生の魚をどれくらい食べるかという割合から計算されている結果、今の都民が食べているものを東京湾産に置き換えても問題ないレベルであるという結論で、結論には賛成なんですけど、全て東京湾産のものを、かつ生で食べた場合どうなるかというような試算をやられて、それが高いのであればそれがさらに低くなるのが理想であるとか究極的には求められるとか、そういうような考察もあっていいのかなと思いました。

今、単純にこの魚介類、ここの6 ページ目の②ですか、②の魚介類 60.2g/day を全

部食べたとすると  $2.3\text{pg-TEQ/kg}\cdot\text{bw/day}$  になる。60.2 のうちの生魚介類  $33.3\text{g/day}$  で、これを全部食べた場合でも  $1.3\text{pg-TEQ}$  になるので、WHO のほうで究極的な目標として  $1\text{pg}$  だと思いますので、それを超える値になっているので、究極的にはこれを下回ることが望ましい等の記載があっても、考察があってもいいのかなと思います。

以上です。

○事務局 ありがとうございます。

事務局側でも仮に  $60.2\text{g}$  全て東京湾と換算した場合の値についても確認をしております。ダイオキシン類対策特別措置法に規定する  $\text{TDI}4\text{pg}$  と比較して、今回の結果については特に問題なかったと考えております。考察への記載については、今後の検討事項にさせていただきたいと思います。

○高田委員 了解しました。どうもありがとうございます。

○益永委員長 ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

では、次の議題に移りたいと思います。議事の 4、令和 6 年度流通魚介類の PCB、有機スズ汚染実態調査について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

○事務局 続きまして、資料 4 の説明をさせていただきます。

この調査につきましては、都内の中央卸売市場で流通している魚介類を対象に PCB 等の各物質の検査を行いまして、その結果を食の安全の観点から評価を行う目的で実施しております。調査の対象物質については 1 ページの中央の表 1 のとおりとなります。調査期間、概要等については、資料 1 ページの 1 から 2 ページの 4 のとおりとなっております。

3 の分析方法の部分に検査法、精度管理方法について記載をしております。

また、4 の調査期間ですが、TBTO、TPT については、一般財団法人日本食品検査で実施を行っております。調査機関の選定に当たりましては、従来から健康安全研究センターで行っている検査法と同等もしくはそれ以上の検出感度・精度での検査が可能であることを選定の条件としております。また、委託開始前に分析法の妥当性等の精度管理方法について確認を行いまして、食品としての観点から安全性を評価するという本調査の目的に十分な検査方法であると判断した上で検査を実施しております。

続きまして、調査結果について説明いたします。

こちらの資料 4 についても、対象物質ごとの検査結果については 5 ページから 7 ページに記載をしているのですが、今回は、2 ページを使いまして説明をさせていただきたいと思います。各物質の結果について、2 ページの下の (1) から説明をさせていただきます。

まず、PCB の結果ですが、最も高い検出値はタチウオの  $0.143\text{ppm}$  でした。PCB につきまして、先ほども申し上げましたが、厚生省が暫定規制値を示しております。内海内湾魚介類では  $3\text{ppm}$ 、遠洋沖合魚介類では  $0.5\text{ppm}$  となっております。タチウオにつつま

しては内海内湾魚介類に分類されます。今回調査したそれぞれの魚種についてどちらの規制値が適用されるかは、5 ページ表 3、PCB の検査結果の中で、魚種名、検出値の後に分類という項目を設けまして確認できるようにしております。今回の調査においては、いずれの検体もこの規定値を下回っております。

続いて、資料 3 ページ目をご覧ください。

(2) の TBT0 の結果となります。今回検出値が最も高かったのはホンビノスガイの 0.011ppm でした。この結果に基づき試算をいたしますと、体重 50kg の成人の場合、このホンビノスガイを毎日 1,364g 一生涯食べ続けないと、国際機関が示している指針値である 0.0003ppm を超えることはないといった結果となっております。一般的な都民の一日当たりの生魚介類の摂取量は、「令和元年東京都民の健康・栄養状況」における食品群別摂取量によると 33.3g となっておりますので、そちらと比較しまして十分に低い検出値であると考えております。

次に、(3) TPT になりますが、検出値が最も高かったのはマサバの 0.039ppm ですが、(2) と同様に試算いたしますと、このマサバを毎日 642g 一生涯食べ続けないと、国際機関が示す一日摂取許容量を超えないといった結果となっております。こちらも都民の生魚介類の摂取量から考えても十分に低い値であると考えております。

続きまして、(4) 農薬のドリソリン類とクロルデン類についての結果となります。ドリソリン類はいずれの検体からも検出はされませんでした。クロルデン類につきましては、ギンダラ 1 検体から cis-クロルデンが 0.002ppm、trans-ノナクロルが 0.005ppm、cis-ノナクロルが 0.002ppm 検出しております。こちらの検体は魚介類に係る食品衛生法の基準値を下回っております。また、trans-ノナクロル及び cis-ノナクロルについては食品衛生法の基準値はございませんが、過去の検出値と大きな変化はございませんでした。

最後に、3 ページの後段、6、まとめをご覧ください。これまでご説明をさせていただきました調査結果の繰り返しとはなりますが、改めて整理をさせていただきます。

(1) といたしまして、PCB は 70.7%、TBT0 は 15.6%、TPT は 54.1% の検出率でした。

(2) といたしまして、ドリソリン類は全ての検体から検出されませんでした。クロルデン類は、cis-クロルデン、trans-ノナクロル、cis-ノナクロルが 40 検体中 1 検体から検出されました。

(3) として、今回検出した PCB、TBT0、TPT の検出値は、いずれも食品衛生法の基準値等を下回っており、食品衛生上問題となるものではありませんでした。

資料 4 について以上となります。

○益永委員長 ご説明、ありがとうございます。

ただいまの説明につきましてご意見を伺いたいと思います。どなたかございますでしょうか。

よろしいですか。内山先生のほうもよろしいでしょうか。

○内山委員 よろしいですか。

○益永委員長 はい。

○内山委員 ちょっとさっき気がついたんですが、先ほどの高田先生からのご意見にもあったことと関連しているんですけど、都民の生で魚介類を食べるグラム数というのはこれまであまり記憶がなかったんですが、ここでは元年度ですけど 33g ということが出ていますので、先ほどの東京湾の魚介類のところで、これがあれば従来の全て生食でというのを生で食べる割合を計算してこれに当てはめてもいいのかなというふうにちらっと思いました。

この調査が始まった当初は、恐らく内海産と外洋の魚種が分かれていなかったの、全て東京湾産の魚介類を生で食べたときという計算しかできなかったと記憶しています。当初は 4 ピコを超えるぐらいの値だったと思うので、全部を東京湾産で、かつ毎日生で食べるのは最大のリスクと考えても現実的ではないですよという話が出ていた記憶があります。それで内海と外洋の魚種が分かれたときに内海の割合で食べるというようにしたと思うんですが、さらにそのときでも全部生で食べるということを強調してくださいということをお願いしていたと思います。ここで生で食べる割合というのがあるのであれば、元年度のときの魚介類の例えば 70g だったらその 33.3、何割ぐらいというのを生で食べていると現在の六十何 g の何割を生で食べるとしてというふうにしてもいいのかなというふうな気がいたしました。

○益永委員長 昔からの経緯をお話ししていただいで参考になるんですけども、何か事務局のほうから考えがございませうでしょうか。

これは、最新のマーケットバスケット調査、つまりダイオキシンのところで使っていた数字と合わせた形で今は書かれているんですよ。

○事務局 おっしゃるとおりでございます。

○益永委員長 高田先生からもご指摘のあった部分でございますが、データをいろいろな観点から精査して見ていくというのはやってみるべきだと思いますので、よろしく願いいたします。

○松田委員 よろしいですか。

○益永委員長 松田先生、よろしく申し上げます。

○松田委員 松田でございます。

2 ページの表 2 で一番右側に平均値というのが出ていて、これは検査結果が定量下限未満だった場合はゼロとしたということになっておりますけども、PCB と TPT、検出率が 50%以上あるものにおいて 30%は全部ゼロですという仮定はなかなか乱暴なんではないかなと、多分、国際的にもこういう場合は 2 分の 1 を取るのが多いのではないかと思います。分布を書いてみれば分かるんですけど、確かに下のほうはないよというような形になることはほぼなくて、左側に寄った分布になっているところ、低濃度側が高い、そうすると低濃度側、検出下限以下のところもある程度の濃度があると考えるのが

普通なので、これは2分の1も示したほうがいいのではないかというふうに思います。

それに対してドリンとかクロルデンはそもそも全然検出しないので、それが定量下限以下は全部2分の1の濃度ですというのもこれもまたおかしな仮定となりますので、できれば両方を示すとか、分けて示すとか、少なくとも70%も検出しているものについて定量下限未満をゼロとするのは何となく低くしているように見えますので、変えたほうがいいんじゃないかと思います。

○益永委員長 ありがとうございます。その辺もご検討をお願いしたいと思います。検出が多いものについては分布図を1度描いてみるというのはやってみていいのではないかと思います。

ほかにございますでしょうか。

高田先生、お願いします。

○高田委員 ありがとうございます。高田です。

今の点に関して、算術平均よりは中央値を取る、特に検出割合が大きいので中央値を取るようにするというのも検討されたらよろしいんじゃないでしょうか。PCBだけじゃなくてほかの成分も含めて。

以上です。

○益永委員長 ほかにございますでしょうか。よろしいですかね。

では、一応質問はないということで次に行きたいと思います。そうしますと、最後に議事の5になります。その他ですけれども、事務局から何かございますでしょうか。

○環境保健事業担当課長 事務局からは特にございません。

○益永委員長 そうしましたら、最後に、全体を通しまして委員の皆様から何かご意見等があれば伺いたいと思います。よろしくお願ひいたします。

松本委員、お願ひいたします。

○松本委員

長年にわたる貴重なモニタリング調査結果だと考えておるんですけども、都民にとって安全だけでなく安心の部分もあるんじゃないかなと思うんですが、内分泌かく乱物質であるとか、あと放射性物質であるとか、実際のところ、そういう問合せというのはどのような実態がありますでしょうか。

○環境保健事業担当課長 放射性物質、放射線に関しては東京都のほうで原発の事故、東日本大震災以降、専用電話相談窓口というのを当時開設しまして現在まで運用しているところですが、ここ最近はほとんど相談自体ない状況ですが、東京都の事業としましては様々なモニタリングの結果を毎日ホームページで公表というのも続けていますし、今度何かあったときに行政職員に全く知識がないことを防ぐように自治体職員向けの研修会というのも引き続き行わせていただいていますので、当面の間はこういった取組を続けたいと思っています。

内分泌については食品監視課からお願いできればと思います。

○食品安全対策専門課長

もっと前に大きくお話があった事例でもありますので、特に相談窓口というのは設けておりませんが、特段これについて心配というような明確なお問合せ等はこの数年はないと思っております。

○益永委員長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

ないようでしたら、これで進行を事務局のほうにお返ししたいと思います。

○環境保健事業担当課長 益永委員長、どうもありがとうございました。

本日は、長時間にわたりまして貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございます。本事業は、都民の健康的な生活を確保していくため大変重要な事業と考えてございます。先生方には今後ともご支援、ご協力をいただきますよう、お願い申し上げます。

それでは、これをもちまして令和7年度化学物質保健対策分科会を終了させていただきます。

(午後3時34分 閉会)